

伊達政宗の印章

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学文学部日本文学研究所 公開日: 2019-03-28 キーワード: 作成者: 小原, 友菜 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/957

伊達政宗の印章

小原 友菜

はじめに

印判状とは花押の代わりに印章を捺した書状のことを指し、戦国時代に普及した。当時印章を印判と称したことから印判状といひ、西国と東国では東国の方が多く使用されていた。本研究では、先行研究を整理しながら新たな考察を行い、伊達政宗の印章について、その形式について明らかにしていくものである。

今回の考察は、伊達政宗の印章そのものに限定し、考えを述べていきたい。特に荻野三七彦『印章』（吉川弘文館 一九六六年 以下同じ）は伊達政宗の印章に関する「香炉型は東北特有であり、東北の香炉は縄文土器を連想するものである」といった主張については、再考の余地があるとし、その形や類似した形状を持つ印章群からそれらが日宋貿易で輸入した青銅器あるいは陶器を模したものであり、源流が足利政権初期にあるということ裏付けるとともに、伊達政宗の印章、印文不明となっている黒印の印文について、新たな見解を示したいと考えている。

I 印章の歴史

印章を考えていく上で、印章がどのような役割で使用されてきたかというのは、最も重要な研究の下地である。伊達政宗の印章を考察していく前に印章というものがどういった性質で誕生し、変遷してきたか考える必要がある、本節では、印章の歴史を古代の発端まで遡って整理を行いたいと思う。また日本の文書で印章より多用されていたのが、花押である。印章を研究していくうえで、花押の存在を蔑ろにはできない。両方を比較し、その機能に触れていきたい。

まず印章だが、古代中国で紙普及以前から存在し使用されていた。当時の印の使用方法は封泥としてであり、封蠟と同様な方法で中国古代の文書類あるいは貴重品を封緘するために木簡の文字面を合わせ紐でくくり、溝が穿たれた粘土をもつて印を捺して封じた。印は最初紙ではなく、木簡を並べて絹や麻のより糸で綴った文書に使用されていた。紙は中国後漢には普及して使用されており、木簡から紙面に変遷する過程で封泥に使用していた印章も変化したとされている。それは封泥を捺していた

粘土は立体的であったが、紙面は平面的であるので、封泥の印をそのまま捺すのは適当ではないので紙面用の印章が生まれることとなったというのが先行研究上での認識ⁱⁱではあるが、封泥に使われていた印とその後使用された紙面用の印は見た目からではその差異を見ることは出来ない。木簡自体もその後の時代で使用されていることが見受けられ、紙の普及後も併用して使用されていたことから明確に封泥用の印章と紙面用の印章が違うものであるとは考えにくい。

日本は黒田家金印、所謂「漢委奴国王印」も古代中国と同様に封泥に使用されていたと思われ、それに次ぐ印章は、続日本書紀にその記述が見られる。

九月癸巳朔辛丑、遣班田大夫等於四畿内。丙午、神祇官奏上神寶書四卷・鑰九箇・木印一箇。

しかし日本書紀に記されているのみで、現存しておらず記録が残されているだけである。

つまり日本の印章の使用例は大宝令の制定によって始まるのである。

内印・外印の時代には公式令に印章の使用法が規定された。それによると印章は文書の文面に記された状、物数、年月日、官吏の署名、紙の継ぎ目、時刻を記したところすべてに捺印するようにと書かれており、これらは「押縫」と呼ばれ、この頃の文書の改ざんや紛失を防ぐために印が使用されていた。これらの印は全て方印である。

私印の発生は奈良朝『続日本紀』天平宝字二年（758年）

八月二十四日の条に藤原仲麻呂が大保に任じられたときに「惠美家印」を使用することを天皇が認めたというのがみえる。現存するこの頃の私印は八通で、「惠美印」で出された最初の文書が天平宝字三年になるので、天平宝字二年八月に印の使用が認められてからかなり早くこの印で文書を発給している。

このことについて荻野三七彦ⁱⁱⁱは、「急速な流行」「元々内々では使用されていた」という二説を挙げてから律令国家では「詐偽律」により「内印の偽造者は絞」「官文書の印を偽装するものは流二千里、余印は徒一里」と印に関する法律は嚴重だったとし、私印の発生は文献の指す通り天平宝二年八月以後と定義付けている。

これらの古い印を「大和古印」というが、令制を基準に成立され、使用されていたが律令制の衰退とともにこれら古印は次第に衰退していった。

その後武家政権が取り扱った文武家文書には、印章は見られることはなく、この伝統を受け継いだ足利幕府でも原則的には印の使用は見られなかった。しかし、印章はそののち宋からの影響を受け、室町にまた日本の文書の中で息を吹き返し、戦国時代の文書に至ると印判状が出現し、東国の大名を中心に増加した。

II 花押と印章

花押は初期の頃、自署の代用物であった。実名か花押かどちらかでよく、連記するものではなかった。これは花押で相互に

認識が可能であったためだ。

花押だけで、署名者を特定することが困難になってくると、実名と花押を連記する署名法が確立された。関東下知状、御教書等は官途名と花押を両方記している。

その後同族集団・主従集団など集団構成員内で類似した形の花押が使用されてくる。これら武家花押は、父祖や主君の花押をまねる風習となり、また政治的権威の花押をまねる風習につながっていく。その最もたる例が足利様の流行であろう。

この頃になると花押は本人の自署の代用としての目的を消し、本人の証明である機能を有することになる。そのためこの時代の文書の審議鑑定的手段としても花押の対比照合が重視された。^{iv}

請取状の如く同種の文書を一気に多数発行するようになると、花押もそれに対応するように形を変化させる。版刻された花押がここで登場するのである。

なぜ版刻の花押が誕生したかという話には、二つの説が存在する。ひとつは牒のような文書版刻風を指摘する説ともう一説は中国の個人印または花押印の影響を考える説である。

これについて佐藤進一^vは

「宋元より渡来の禅僧や宋元に渡って帰国したわが禅僧らによって、彼地の個人印使用の風が日本にもたらされ、その影響の下に俗人も個人印を用い、やがてはそれを花押の代用として使用することになったことは印章史の上では

ほ認められるところであるから、花押型の出現を中国の影響とみることも十分可能である。」

と述べており、花押と印章の接近を指摘している。印章は律令制の衰退から一度姿を消し、また日宋貿易の隆盛とともに大和古印とはその役割を変化させ、また文書の中に出現した。

同じように文書に使用された花押と印章だが、この二つには優劣が存在し、明治を迎えるまで、日本では、印章より花押のほうが重んじられ厚礼であった。

Ⅲ 伊達政宗の印章

伊達家は十六世紀中期の十四代目伊達植宗が香炉型印を花押の代わりで使用し始めたのが始まりである。十七代目の伊達政宗も香炉型の印章(図1)を使用している。印文「桐盛傳」である。この香炉型の印について先行研究では東北特有なのではないかという指摘が存在する。はじめに述べた荻野三七彦説である。香炉型の印判は東北大名に多く見られるが、そもそも印判自体が東国の大名が多く使用していた、という前提があるので、その東国の中でも東北大名が多くこれらの形の印が多くその形に印章を作り、使用したということだ。

荻野三七彦は先行研究^{vi}のなかで

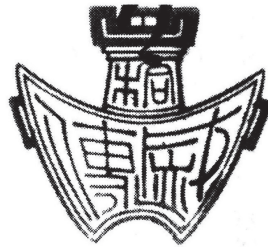
「この天正末期の印はここふる変形的であり、それは亀ヶ岡式縄文土器を連想するような形態の印であって(中略)

形態上から東北地方的な色彩が濃厚である。(中略)ここ
で注意される印章は隣国の出羽山形城主最上義光の印章で
あって、香炉型ではあるが、これも意匠的に東北特有の地
方が濃厚にあって、政宗との関係も深く従って政宗印と
も相通じるものがある。」(図1)

「印章と花押」より他の香炉型だと判断できる印判を蒐集し、
整理して比較して見てみてもたしかに東北に多く見られるもの
の、関東や他地方にもその形を持った印判はみる事ができ、地
方色としての特長とは言いがたく、香炉型印判の源流は足利氏
にみられると言つていい。ここで、花押の話に戻るが、武家花
押が父祖や主君のものを真似る風習ができた。それらと同じよ
うに印判もそういった武家のつながりの中で派生し広がったも
のと考えられる。印判は子が親から襲用する例は、上杉謙信
が使用していた印章を景勝が使用しているといったように枚挙
に暇がなく見られる。香炉型の印も元は足利義満が使用し始め
たものを真似る形で伝播し、最終的に東北に多く見られただけ
であると思われる。特に伊達家は上杉家から竹に雀の家紋を伊
達実元の上杉家養子入りの際の引き出物として譲られ、その養
子入りが天文の乱で立ち消えになったあとも使用するように
なっていたことからその影響力は明らかである。上杉家は藤
原南家の支族の勧修寺の出身であるので、関東から発生したそ
の形状が伝播されてきてもおかしくはない。そしてその香炉型
の印判の意匠についてだが、萩野三七彦は伊達政宗の天正期の

図1

伊達政宗 印文「桐盛傳」
「仙台市史」資料編十一 伊達政宗文書2



最上義光

『書の日本史(第9巻) 古文書入門 花押・印章総覧・総索引』
一九七六年 平凡社



香炉印判を「亀ヶ岡式縄文土器を連想する」としているが、とここで先行研究を批判的に再検討するにあたり実際はどこから香炉型の意匠が発生したのかを考える必要がある。たしかに亀ヶ岡遺跡から出土した土器は独特な人組文様が描かれ、そういった面では最上の印章などはそういった趣向が似ていると言われれば、そうとも捉えられるような気がしてくるが、しかし印章が再び古文書に使用されるようになったのは宋からの影響を受けている事実は、先行研究でも明らかな部分であり、そもそも亀ヶ岡遺跡が発見されたのが元和8年（1622年）であることから、香炉型もしくは鼎型と呼ばれる印章が宋からの輸入品であった青銅器や陶器から形を模して印章が作られたというのはなんら不思議なことではない。ここで青銅器および陶器とこれら香炉型の印を比較してみる。

東北の大名とともに、東北以外の香炉型の印章も併せて見ていくと、足利義満の印章に香炉型が存在することから、花押の際の足利様同様にこの形が広がるに至ったのは足利家からだともみることが出来る。その形は足を三本持ち、伊達政宗の印章とは異なるが、形状が一致しているものが存在する。またそのほかの所謂鼎型と呼ばれるものは鼎型とはいっても様々な形をしており、それらすべて似た青銅器または陶器が見受けられた。

(図2)

中国の青銅器は商周時代に「彝器」と言われたものである。彝器は支配階級の専用の礼器でありその階級により使用できる彝器も異なつたとされる。今回、印章との比較に使用した彝器

図2 足利義満

「天山」

『書の日本史（第9巻） 古文書入門 花押・印章総覧・総索引』
一九七六年 平凡社



李学勤、松村道雄「中国美術大全集4 工芸編青銅器1」一九九六年 株式会社京都書院

の簡単な役割をまとめると以下のようになる。

・爵 中国古代の温酒器。先の鋭い三本足をもつ。注ぎ口がある。酒を暖めて注ぐもの

・罍 中国古代の温酒器。三足に丸い口縁には1対の柱がつく。酒の爛をすめるための大型の器

・鼎 古代中国で食物を煮るのに用いた金属の器。肉を煮るもの

・簋 古代中国で穀物を盛るのに用いた容器。台座付きの円形の形をしている。

これらすべてで煮炊きの他に古代中国の祭器であるという共通点が存在する。もともと、印章は、花押の代わりに使用される以前、古代中国で封泥に使用されていたという点や、先でまとめた先行研究に続日本書紀に記述が見られただけの印をあげたが、これについて儀礼用であるという見方があるため、印の古来からの流れが祭器を模すといった行為になつた可能性はある。意匠が縄文土器を連想させるか否は、伊達政宗の印章が後期になるにつれ豪華になつていくのと同様、権威の主

図2 上杉輝虎 印文不明
『書の日本史(第9巻) 古文書入門
花押・印章総覧・総索引』一九七
六年 平凡社



李学勤、松村道雄「中国美術大全集
4 工芸編青銅器1」一九九六年
株式会社京都書院

図2 朝倉義景 「庸察監」
『書の日本史(第9巻) 古文書入門
花押・印章総覧・総索引』一九七
六年 平凡社



李学勤、松村道雄「中国美術大全集
2 工芸編陶磁2」一九九六年
株式会社京都書院

張がみられるのではないかと推測できる。

彝器いぎとはいつても足利印は爵の形象からとられたものであろう。禪僧らによって印判がもたらされたということもあり、数ある青銅器の中でも祭器の役割を持った青銅器を模したとみることができ。

日宋貿易により中国の陶器や青銅器が多く日本に入ってきたことは明らかな事実であり、それらの形と比較すると形を持つ印章と類似しているものが確認できる。鼎型や香炉型と呼ばれてきた彝器を模した印がこうしたものを象り、源流を足利氏として、伝播し上杉作られたのであろう。上杉為景がこの変形印だが、残る文書には年号がなく、道号であることから晩年に使用されたようである。時代的に順を追うと上杉為景、伊達植宗の印章はどちらも同じような唐物を模したような形をしており、最上義光の印章の形状に繋がる流れが存在する。伊達晴宗の印章はさらに上杉為景の印章によく似ていることから、御家同士での影響が見て取れ、それらが伊達政宗の彝器型印に繋がっていったのであろう。つまり、これら印は東北特有というよりも、大名同士の関係性のほうが強くこのような印が一地方によく見られた理由ではないかと考えることが出来る。

IV 伊達政宗の印文不明黒印について

伊達政宗の印文不明黒印の印文について新たな考察を行う^{vi}。

この印章は印文が不明とされてきたものである。(図3)

印章は最初自署の代用という点から名を示したものであった

図3
伊達政宗 印文不明



『仙台市史』資料編十一 伊達政宗文書2

が、時代が進むと次第に名を刻んだものだけではなく、その人物の理想や好きな言葉などを印にすることもあるようになった。上杉謙信が使用した「寶在心」の印章は「上杉謙信公家訓十六ヶ条」からきたものであるし、伊達政宗は「龍納」の印のあるように龍の文字を入れた印章がある。こういった例があるように、印文不明のこの印もまた伊達政宗の名を表したものであるかとみられる。この印はどういった発給文書に使用されているかといえ、代物渡方黒判状で花押を署した下にこの印を押し込んでいるのである。うち五通は政宗の署名が成されている。発給時期も慶長五年から六年と固まっており、年末詳もあれど、おそらく同時期に発給されたとみていいだろう。充書も共通して

いる。

篆字が裝飾されすぎていて、印文の篆刻も確実にこれであるとはいえないが、おそらくは一字の漢字であると仮定して「白」の字ではないかと推測をつけ、字を比較した。「白」の篆刻に類似しているが、「白」の字にしては下にひとつコの字が多く、右側に一本多い。右側に突き出た一本はおそらく裝飾でそうしているとしても、コの字の下に入った縦の画が余分にある。

次に「臣」の字を比較してみたが、ノ部である上のはらいの部分とは一致しない。さらには「房」の字も似ている。比べた中では篆刻の形的是おそらく一番「房」の形が類似しているといえるだろう。では、そこに漢字の意味も付随されて考えてみる。伊達政宗が命令系の文書に「臣」の字を使用するとは考えにくい。また部屋などを示す「房」よりも人や物が集まる「白」のほうが適切ではないかとも考えたが、それら発給文書が何故この慶長5、6年に集中したかということについて小林清治が、

「あたかも、関ヶ原合戦直後、六年四月半ばまでは北名城を根拠に、以後は新城に移って、仙台城およびに城下の創設に政宗が繁忙を極めた時期にあたる。」ⁱⁱⁱ

とこの印判状の出された経緯を推察していることから部屋などを意味する「房」に創設の意思を込めて使用して可能性があると感じた。形状も類似していることから「房」も篆刻を裝飾したものであるというのがこの印文ではないかと推測するが、なお考

察の余地はあり、今後とも印文については、検討していきたいと考えている。

おわりに

今回は伊達政宗の印章を研究するにあたり、発給された印判状を考察する前段階として印章そのものについて考察した。その結果、印章は唐物を模した香炉型の伝播でみるように大名同士での影響力が伺えた。印文不明の篆刻についてはまだ考察の余地が多分にあるので、今後とも考察を深めていきたいと思っている。

今後の展望として、印章そのものから、印章が使用された印判状について、伊達政宗の発給文書について機能との関連を中心としてみていきたいと考えている。香炉印でも触れた上杉との関係性を鑑みて、両者の印判状を比較することで伊達政宗の印判状についてどういった機能を有していたか、さらには伊達政宗が慶長使節団の際、発給したローマ教皇宛て朱印状に捺された印章とともに例外的なそれらに研究を深めていきたいと考えている。

参考資料

『仙台市史』伊達政宗文書

李学勤、松村道雄「中国美術大全集4 工芸編青銅器1」一九九六年 株式会社京都書院

李学勤、松村道雄「中国美術大全集1 工芸編陶器1」一九九六年

株式会社京都書院

李学勤、松村道雄「中国美術大全集1 工芸編陶器2」一九九六年

株式会社京都書院

『書の日本史(第9卷) 古文書入門 花押・印章総覧・総索引』一九七六年 平凡社

参考文献

佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版 一九九七年

佐藤進一『花押を読む』平凡社 一九八八年

神野雄二『日本印史とその特色』国語国文研究と教育 二〇一〇年

荻野三七彦『印章』吉川弘文館 一九六六年

山室恭子『中世の中に生まれた近世』株式会社講談社 二〇一三年

相田二郎『戦国大名の印章―印判状の研究』名著出版 一九七六年

青山杉雨監修『篆刻字典』東方書店 一九九三年

奈良国立博物館『坂本コレクション 中国古代青銅器』二〇〇二年

i 荻野三七彦『印章』吉川弘文館 一九六六年

ii 同

iii 同

iv 佐藤進一『花押を読む』平凡社 一九八八年

v 同

vi 荻野三七彦『印章』吉川弘文館 一九六六年

vii 本学教授廣瀬裕之先生のご教示による。

viii 小林清治『伊達政宗の研究』吉川弘文館 二〇〇八年